

6・12 議長談話

議長就任以来、地方自治法による議会事務を統理する責務に基づいて、議会局職員からのヒアリングを行って参りました。

その過程で、複数の職員から、議員との対応において、過去にパワーハラスメントを意識する局面があったとの認識が示されました。

おそらく、議員側においてはその意識がなかったものと推察いたします。

ご承知のように、現在、大阪府において「職場のハラスメント撲滅府民運動」が実施されております。民間対象の運動とは言え、公職にある立場においては、一層の関心を払うべき必要に迫られると思料します。

本市議会においても、ハラスメント防止条例の検討に入っており、その制定が急がれることを、改めて認識いたしました。

ただ、制定に至るまでの間は、事務の統理者たる議長において対応させていただくべき責務を痛感しております。

そこで、とりあえず、
今後、議会局職員においてハラスメント被害を認識した場合は、躊躇することなく、然るべき相談機関に相談すること。
また、当該の職員が望まない場合を除き、遅滞なく議長に報告すること。
を指示いたしました。

議会運営委員の皆様におかれましては、会派所属議員の方々にその旨をお伝えいただき、意識しないハラスメントの発生を防止するよう、ご協力をお願い申し上げます。